

和歌山県庁舎職員食堂  
出店者公募要項

令和6年6月

和歌山県 総務部 総務管理局 管財課

和歌山県庁舎職員食堂出店者公募要項 もくじ

<b>第1 公募の内容</b>	
1 目的	1
2 指定する業務	1
3 出店する場所	1
4 出店にあたっての基本的な考え方	1
5 出店内容	2
6 費用負担	2
7 使用の制限等	3
8 設備の諸条件	4
<b>第2 貸付等</b>	
1 貸付契約	5
2 貸付契約の解除又は変更	5
3 原状回復	5
4 損害賠償	5
5 貸付契約の解除による損失の取扱い	5
6 店舗設置工事	5
7 定期報告	6
8 実地調査等	6
9 その他	6
<b>第3 応募の条件等</b>	
1 応募者の資格	7
2 和歌山県庁舎職員食堂出店者公募要項の配布期間及び場所	8
3 現地説明会の開催	8
4 公募要項に対する質問の受付	8
5 応募申請書及び企画書類の提出	8
6 応募申請書及び企画書類の要件及び取扱い	9
<b>第4 審査及び選定に関する事項</b>	
1 選定委員会の設置	10
2 審査及び選定の方法	10
3 出店決定後の諸手続き	10
<b>第5 申請にあたっての留意事項</b>	
1 選定の対象からの除外	11
2 その他	11
3 スケジュール（予定）	11
4 問い合わせ先	11
5 関係法令	12
6 参考データ	12

別表・様式編

別表1-1 企画書類の内容及び提出部数（法人応募者）	様式第1号 現地説明会参加申込書
別表1-2 企画書類の内容及び提出部数（個人応募者）	様式第2号 公募要項に対する質問書
別表2 評価項目及び配点	様式第3号 企画提案応募申請書
別表3 評価の方法	様式第4号 事業概要
	様式第5号 企画書
	様式第6号 役員等一覧
	様式第7号 行政財産貸付料見積書
	様式第8号 応募申請書記載事項変更届出書
	様式第9号 企画提案申請辞退届出書

別 添 県庁配置図・出店場所図面

## 和歌山県庁舎職員食堂出店者公募要項

### 第1 公募の内容

#### 1 目的

この公募要項は、和歌山県庁舎内に設置する職員食堂について、県庁職員等の食堂利用者にとって、メニュー、価格、サービス等でより満足度が高く魅力ある食堂を設置、運営できる出店者を選定するため、必要な事項について定めたものです。

#### 2 指定する業務

和歌山県庁舎における「食堂」の運営に関する一切の業務

#### 3 出店する場所

施設名	軽食を中心とした食堂
所在地	和歌山市小松原通一丁目1番地
	本館1階
面積（厨房含む）	51.76㎡

※機構改革等により出店場所を変更することがあります。

### 4 出店にあたっての基本的な考え方

企画立案にあたっては、特に次のような点を重視してください。

#### (1) 安定的な店舗運営の確保

- ア 安定した経営状況
- イ 算出根拠が妥当で健全な収支計画
- ウ 経営実績、類似施設での出店経験、運営ノウハウ
- エ 明確な組織体制

#### (2) 店舗内容

- ア 利用者のニーズに合致した店舗内容
- イ 効率的な食事の提供方法、精算方法
- ウ 利用者の動線を考慮した客席のレイアウト
- エ 食中毒防止対策、従業員への衛生教育

#### (3) サービス内容

- ア メニューの内容
- イ 地産地消への取組
- ウ 利用者からの苦情・要望への対応
- エ 業務改善への取組

## 5 出店内容

### (1) 出店の方法及び根拠

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付により出店するものとします。

### (2) 営業条件等

事 項	条 件 等
営 業 日	・開庁日のみ
営 業 時 間	・昼食の提供は必須とし、11時から14時までは必ず営業を行うこととします。 ・朝食、夕食、喫茶の提供については、出店者の選択とします。 ・必須時間を超える営業は、出店者が定めることとします。ただし、営業時間は最大で8時から20時までとします。
メ ニ ュ ー	・主に軽食
価 格	・なるべく安価での提供に努めて下さい。
調 理 方 法	・一任します。
清 算 方 法	・一任します。(現金、食券機、電子決済等) ・回数券等による割引制度についてもご提案ください。(割引制度は必須ではありません。)
サービスマETHOD	・一任します。(食券方式、カフェテリア方式等) ・客席内にテイクアウトコーナーを設けることも可能です。 ・庁内各課室への出前や弁当配達も可能です。 ・食堂外でのワゴン等による移動販売はできません。
そ の 他	・アルコール飲料の提供はできません。 ・開庁時間は、閉庁日を除く7時から19時までとなります。開庁時間外の庁舎内への立入は、県の許可が必要となります。 ・年間数回程度、閉庁日に設備等の点検のため停電する日があります。なお、停電の時間は1回につき、最大10時間程度です。(令和5年度実績:1回/年、約7時間)

### (3) 貸付期間

ア 貸付期間は、令和6年(2024年)9月1日から令和12年(2030年)3月31日までとします。

イ 令和6年(2024)年8月は営業準備期間として、貸付期間に含みません。

ウ 貸付期間の途中で、出店者の自己都合により営業を止めることはできません。ただし、やむを得ない事情があると県が特に認めた場合は、この限りではありません。

### (4) 応募の制限

1者1提案とし、複数の者が共同して提案することはできません。

## 6 費用負担

### (1) 行政財産貸付料

ア 年間の行政財産貸付料を下記の額以上で提案してください。

なお、提案する金額は、消費税及び地方消費税を含まない年額の高額としてください。

205,920円(年額)

\*消費税及び地方消費税は含まない。

イ 出店者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、提案金額に消費税及び地方消費税を含めた金額を年額の貸付料とします。貸付料は、和歌山県が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付していただきます。

ウ 出店者が貸付条件に違反するなど出店者の責に帰すべき理由により貸付契約を取り消す場合、既納の行政財産貸付料は返還しません。

なお、県が、公用又は公共用に供するために貸付契約を取り消す場合、既納の行政財産貸付料のうち、未経過期間分を日割り計算により返還します。

### (2) その他必要経費

#### 【光熱水費】

ア 貸付期間中に店舗で使用した光熱水費のうち、電気料金及び上下水道料金については、実費相当分全額を出店者の負担とします。県が設置する計量器(子メーター)の指示値に基づき計算しますので、県が発行する納入通知書により指定する期限までに毎月(上下水道は2ヶ月毎)納入していただきます。

<計算方法>

#### ●電気料金

県と電気事業者との契約で定める料金に基づき算定。

ただし、電力供給業者は毎年入札により決定するため、単価等は毎年変動します。

#### ●水道料金

和歌山市の上下水道の料金に基づき算定

イ ガスは出店者で直接契約していただきます。

#### 【通信費】

ア 内線電話を県で設置します。内線による電話は無料です。なお、外線を使用したい場合は、電気通信事業者と直接契約していただきます。

イ 外線を使用する場合、電話機の設置は出店者で負担していただきます。

#### 【契約保証金】

ア 契約締結の際、契約保証金を納付していただきます。

イ 契約保証金は、「貸付期間にかかる行政財産貸付料に消費税及び地方消費税の額を含めた額」の100分の10とします。

ウ 貸付保証金の納付について、県と契約する日までに県が指定する方法により納付しなければなりません。

エ 契約保証金の還付について、契約履行後に和歌山県財務規則第94条の規定により還付します。

## 7 使用の制限等

### (1) 使用の制限

ア 出店者は貸付物件を食堂の営業以外の用途に供してはなりません。

イ 出店者は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって、維持保全しなければなりません。

ウ 上記イの規定による維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費(電球等の交換を含む。)は、出店者の負担とします。

エ 出店者は、貸付契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担

保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等をすることはできません。

(2) 工事等の制限

ア 貸付を受けた部分について、現状を変更する等の工事を行うとき、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面により県の承認を受けなければなりません。

イ 上記アの工事、修繕等を行う場合は、出店者自らが行うこととし、その場合の費用は出店者の負担となります。

(3) 商品の搬入・廃棄物の搬出等

ア 商品の搬入及び廃棄物の搬出等においての駐車場の一時使用については、県職員の指示に従ってください。なお、出店者が常時駐車できる駐車場はありません。

イ 食堂内で発生する全ての廃棄物の処理は、出店者自らが行うこととし、その費用は出店者の負担となります。

(4) 食堂内の清掃

出店者は貸付を受けた面積に係る清掃を自ら行うこととします。

※グリストラップを含む。

(5) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて出店者の負担で行ってください。

(6) その他

ア 食堂内は全て禁煙とします。

イ 食堂の運営にあたっては、関係法規及び県の関係規定等に定める事項を遵守しなければなりません。

ウ メニュー価格を変更する場合は、利用者への周知期間を設けた後に実施できることとします。

## 8 設備の諸条件

厨房内の設備及び客席内のテーブル等の備品については、全て出店者において設置してください。

なお、修繕や更新についても、出店者の負担で行ってください。

## 第2 貸付等

### 1 貸付契約

選定された出店者は、第1の5(1)に基づき、貸付契約を締結しなければなりません。

### 2 貸付契約の解除又は変更

県は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付契約を解除し、又は変更することができます。

- (1) 出店者が本応募要項に違反したとき
- (2) 出店者が第1の7の使用の制限等に違反したとき
- (3) 出店者が第3の1の応募者の資格を失ったとき
- (4) 出店者が県と交わす契約書に違反したとき
- (5) 県において公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき

### 3 原状回復

- (1) 貸付期間が満了したとき又は貸付契約が解除されたときは、出店者は、自己の負担で県の指定する期日までに、貸付物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、県が特に承認したときは、この限りではありません。
- (2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、県は出店者の負担においてこれを行うことができます。

### 4 損害賠償

- (1) 出店者は、その責めに帰する理由により、貸付物件の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、出店者は、県が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。
- (3) 出店者は、出店場所の使用にあたり、和歌山県又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

### 5 貸付契約の解除による損失の取扱い

- (1) 上記2の規定により貸付契約を解除した場合において、その解除により出店者に損失が生じても、県はその損失を補償しません。また、出店者は県に対し一切の補償の請求は行わないこととします。
- (2) 貸付契約が解除された場合において、出店者は、貸付物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

### 6 店舗設置工事

- (1) 出店者は、出店にあたり、現状を変更する等の工事を行う場合は、自らの責任と負担において、必要な設置工事を行うこととします。
- (2) 上記工事については、開始前に、県と設計及び施工の協議を行った上、県の承諾を得

ることとします。県は工事終了後に履行確認を行います。この確認をもって工事が完了したものとしてします。

(3) 出店者が設置した設備等については、出店者が自らの負担と責任において、維持管理を行うこととします。

## 7 定期報告

出店者は、毎年度、利用人数・売上高等を記入した事業報告書（3月末日時点）を作成し、翌年度4月中に県に提出しなければなりません。

## 8 実地調査等

県は、貸付物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し指示することができます。この場合において、出店者は、これを拒むことができません。

## 9 その他

(1) 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければなりません。なお、消耗品費については出店者の負担とします。

(2) 貸付条件については、本要項に定めるもののほか、県の関係条例又は規則等に定めるところによります。

(3) 県庁舎の設備点検等のため、営業時間内・外を問わず、県職員が随時に立ち入ることがあります。

(4) 出店者は、メニューの工夫、衛生管理、接客態度などに配慮して運営を行うとともに、県が要請する事項について、最大限配慮しなければなりません。



### 第3 応募の条件等

#### 1 応募者の資格

応募の資格者は、次の要件を満たしていることとします。

- (1) 県庁舎内に設置する食堂の基本的な考え方及び貸付の趣旨を理解し、出店に意欲ある者であること。
- (2) 良質な食事及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (3) 食堂の企画・運営のノウハウを持ち、和歌山県内での飲食店、食堂等の健全な運営実績を3年以上有する者であること。
- (4) 食堂の運営にあたり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有するものを従事させることができる者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当しない者（第2項各号のいずれかに該当したものであって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- (6) 自己又は自社の役員等（法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に出資している者（個人である者に限る））又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
  - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (9) 和歌山県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (10) 法人にあっては、和歌山県内に本店があること。個人にあっては、和歌山県内に居住していること。
- (11) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
- (12) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者でないこと。
- (13) 国、地方公共団体その他公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検、若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (14) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与してい

- る者でないこと。
- (15) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (16) (14) 又は(15)のいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者でないこと。

## 2 和歌山県庁舎職員食堂出店者公募要項の配布期間及び場所

- (1) 配布期間 令和6年6月21日(金)から令和6年6月28日(金)まで(閉庁日を除く。)の9時から17時まで
- (2) 配布場所 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県 総務部 総務管理局 管財課  
TEL: 073-441-2216  
FAX: 073-441-2248  
メールアドレス: e0107001@pref.wakayama.lg.jp
- (3) その他 県のホームページからもダウンロードできます。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>

## 3 現地説明会の開催

- (1) 開催日時 令和6年6月27日(木) 16時
- (2) 開催場所 第1の3の出店場所(和歌山県庁舎内)
- (3) 申込方法 「和歌山県庁舎職員食堂現地説明会参加申込書」(様式第1号)に必要事項をご記入の上、持参、MAIL又はFAX送信してください。(確認のため、送信後にお電話ください。)
- (4) 申込先 第3の2(2)に同じ
- (5) 申込期限 令和6年6月26日(水)の17時まで
- (6) その他  
ア 参加人数は、1申込者につき3名までとしてください。  
イ 説明会の内容は、現地見学及び質疑応答です。  
ウ 現地説明会には、この応募要項を持参してください。  
エ 現地説明会への参加は、必須ではありません。

## 4 公募要項に対する質問の受付

- (1) 受付期間 令和6年6月21日(金)から令和6年6月28日(金)まで(閉庁日を除く。)の9時から17時まで
- (2) 質問方法 「公募要項に対する質問書」(様式第2号)により、持参、MAIL又はFAX送信してください。(確認のため、送信後にお電話ください。)
- (3) 宛先 第3の2(2)に同じ
- (4) 回答方法 質問者に対し回答するとともに、受け付けた質問及び回答をとりまとめ、令和6年7月2日(火)までに、県のホームページにて公表します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わると推測される場合は、質問者に対してのみ回答します。
- (5) その他 和歌山県庁舎職員食堂出店者公募要項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

## 5 応募申請書及び企画書類の提出

- (1) 提出書類 別表1-1に掲載する書類: 法人応募者  
別表1-2に掲載する書類: 個人応募者
- (2) 提出部数 各書類につき、別表1-1から1-2の右欄に掲げる部数

- (3) 提出期間 令和6年7月3日(水)から令和6年7月9日(火)までの9時から12時及び13時から17時まで
- (4) 提出場所 第3の2(2)に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送(配達した事実が証明できる方法に限る)
- (6) 留意事項
- ア 上記書類のほか、県が必要とする書類の提出を求めています。
- イ 提案内容の変更等は、上記の期間内に限り可能とし、締切日以降の書き換え、引き替え又は撤回はできません。ただし、申請書の記載事実(事務所の所在地等)に変更があった場合は、速やかに「応募申請書記載事項変更届」(様式第8号)により届け出てください。

## 6 応募申請書及び企画書類の要件及び取扱い

- (1) 申請書類及び企画書類の要件
- 申請書及び企画書類(以下「申請書類等」という。)は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることが必要です。
- ア 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していること。
- イ 記載事項に不備がないこと。
- ① 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。
- ② 記載すべき事項が全て記載されていること。
- ③ 虚偽の内容が記載されていないこと。
- (2) 申請書類等の取扱い
- ア 申請書類等に記載された個人情報、出店者の選定、審査その他の出店手続きを実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはありません。
- イ 県は、「和歌山県庁舎職員食堂出店者選定委員会」に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、申請書類等の全部又は一部(個人情報を含む。)を提供します。
- ウ 提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しません。
- エ 県が提示する公募要項等の著作権は県に帰属し、応募者が提出した申請書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。
- オ 県は、出店手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、申請書類等の複製を作成することができるものとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、業務計画書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- カ 申請書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

★☆☆ 企画書類の内容は、できるだけ簡素・簡潔に記載してください。★☆☆

## 第4 審査及び選定に関する事項

### 1 選定委員会の設置

県では、「和歌山県庁舎職員食堂出店者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会は、応募者の審査の結果、最も評価が高いと認められる者を出店者に選定します。

選定委員会は県職員の委員で構成し、公正な審査を行うため、審査結果を公表するまでは非公表とします。（審査結果の公表時に県のホームページ上で公表します。）

### 2 審査及び選定の方法

審査及び選定は、次の方法により実施します。

#### (1) 応募資格等審査（申請の形式的要件に係る審査）

申請書類を受理した全ての者を対象として、本公募要項第3の1「応募者の資格」及び第3の6(1)の「応募申請書及び企画書類の要件」に適合しているかどうかについて、総務部総務管理局管財課において事前審査を行います。

当該形式的要件審査の結果、選定対象とされた応募者を対象として、選定委員による審査を実施します。

#### (2) 選定委員によるプレゼンテーション審査の実施

ア プレゼンテーションは、応募者が提案のポイントを30分以内で説明した後、試食及び質疑応答を行います。

イ 各選定委員は提出された企画書等の応募書類及びプレゼンテーションの内容について、別表2「評価項目及び配点」に基づき総合的に審査し、別表3「評価の方法」により得点化します。

ウ 選定委員によるプレゼンテーション審査の実施は令和6年7月中旬頃を予定しており、令和6年7月中旬に日程及び実施方法等について通知します。

#### (3) 選定

ア 選定委員会において各委員が評価した(2)の得点を平均し、行政財産貸付料の得点を加えた得点が最も高い応募者を出店者として選定します。

ただし、最高得点を獲得した応募者の得点が75点未満の場合、出店者として選定されません。

イ 最高得点を獲得した者が複数となった場合は、選定委員会において協議を行い出店者を選定します。

#### (4) 結果の通知

選定は令和6年7月中旬を予定しています。審査結果は応募者全員に文書で通知します。なお、他の者に係る審査の結果や内容についての問合せには応じません。

#### (5) 出店者の公表

出店者の公表は令和6年7月中旬以降を予定しており、県のホームページで行います。

#### (6) その他

出店者の辞退等があった場合には、75点以上の得点を獲得した次点の応募者を出店者とする場合があります。

### 3 出店決定後の諸手続き

出店者決定後、県と出店者との間で、貸付契約の締結を行います。

## 第5 申請にあたっての留意事項

### 1 選定の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、若しくは出店者の選定を取り消す場合があります。

- (1) 選定委員会の委員又は選定手続き業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、本件申請について不正に接触する行為その他の公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- (2) 本件申請について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 複数の提案をした場合
- (5) 選定の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合
- (6) 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (7) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
- (9) その他この公募要項に規定する条項に違反した場合

### 2 その他

- (1) 申請の辞退  
申請書類を提出した後に辞退する場合は、「企画提案申請辞退届出書」(様式第9号)を提出してください。
- (2) 応募等に係る費用負担  
応募、選定、貸付契約その他必要な手続きに関し要する費用は、各応募者の負担とします。

### 3 スケジュール (予定)

令和6年6月21日(金)～6月28日(金)	公募要項配布 (閉庁日を除く)
6月27日(木)	現地説明会
6月21日(金)～6月28日(金)	質問の受付 (閉庁日を除く)
7月2日(火)まで	質問に対する回答
7月3日(水)～7月9日(火)	企画書類の提出
令和6年7月中旬	委員会による審査、出店者の決定
7月中旬～7月下旬	契約手続き
8月上旬～下旬	新食堂オープン準備 (店舗改装等)
9月上旬	新食堂オープン

### 4 問い合わせ先

住 所	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 (県庁本館1階)
担 当 課	和歌山県 総務部 総務管理局 管財課 財産活用班
担 当 者	山本
電 話	073-441-2216
F A X	073-441-2248
M A I L	e0107001@pref.wakayama.lg.jp
ホームページ	<a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html</a>

## 5 関係法令

### [地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋]

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### [和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）抜粋]

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から日から5年を経過しない者をいう。

### [暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）抜粋]

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

## 6 参考データ

勤務者数：約2,110人（令和6年4月1日現在）

内 訳：本館約770人、北別館約290人、東別館約330人

南別館約590人、第2南別館約130人

※この他に入居している団体の職員等が勤務しています。

※本館内の警察本部の勤務者数約70人

※上記本館の人数に本館内の警察本部の勤務者数は含まれていません。

※南別館は職員食堂がある本館から道路を隔てた所にあります。

別表 1-1 企画書類の内容及び提出部数 - 法人応募者

書類名	内容	提出部数
① 応募申請書	(様式第3号)	1部
② 事業概要	(様式第4号)	6部
③ 企画書	(様式第5号) ・各項目について、提案・PRしてください。 ・図面、体系図等の資料を適宜添付願います。 ・使用する用紙は原則としてA4用紙とします。 ただし、図面などA4では見えにくい場合は、この限りではありません。	
④ 企業概要	企業の概要がわかるもの (パンフレット等)	
⑤ 登記事項証明書	法務局が発行する「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」	
⑥ 役員等一覧	(様式第6号)	1部
⑦ 和歌山県税、消費税及び地方消費税納税証明書	・和歌山県税の納税証明書 (和歌山県税規則別記第1号の12の2様式) ・税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書 (納税証明書その3〈税目を「消費税及び地方消費税」と指定〉)	
⑧ 印鑑証明書	法務局が発行する印鑑証明書	
⑨ 決算書類	・貸借対照表 ・損益計算表 ・株主資本等変動計画書 又は上記に相当する書類の写し (独自に作成している印刷物等も可)	
⑩ 免許等	提案する企画の実施に必要な免許等の写し (既存店舗において取得した各種営業許可等)	
⑪ 見積書	(様式第7号) ※見積書のみ、封筒に入れて持参(送付)してください。	

\*官公署の証明書(登記事項証明書、納税証明書及び印鑑証明書)は、証明年月日が申請前3ヶ月以内の原本としてください。

\*和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格及び和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格を有する者は、⑥⑦の書類に代えて、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出してください。

別表 1-2 企画書類の内容及び提出部数 — 個人応募者

書類名	内 容	提出部数
① 応募申請書	(様式第3号)	1部
② 事業概要	(様式第4号)	6部
③ 企画書	(様式第5号) ・各項目について、提案・PRしてください。 ・図面、体系図等の資料を適宜添付願います。 ・使用する用紙は原則としてA4用紙とします。 ただし、図面などA4では見えにくい場合は、この限りではありません。	
④ 店舗概要	飲食業経営等の概要がわかるもの(パンフレット等)	
⑤ 住民票	市町村が発行する住民票	
⑥ 役員等一覧	(様式第6号)	1部
⑦ 和歌山県税、消費税及び地方消費税納税証明書	・和歌山県税の納税証明書 (和歌山県税規則別記第1号の12の2様式) ・税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書 (納税証明書その3(税目を「消費税及び地方消費税」と指定))	
⑧ 印鑑証明書	市町村が発行する印鑑登録証明書	
⑨ 決算書類	令和5年分の所得税の青色申告書(所得税青色申告決算書を含む。)又は白色申告書の写し	
⑩ 免許等	提案する企画の実施に必要な免許等の写し (既存店舗において取得した各種営業許可等)	
⑪ 見積書	(様式第7号) ※見積書のみ、封筒に入れて持参(送付)してください。	

\* 官公署の証明書(住民票、納税証明書及び印鑑証明書)は、証明年月日が申請前3ヶ月以内の原本としてください。

\* 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格及び和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格を有する者は、⑥⑦の書類に代えて、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出してください。



別表2 評価項目及び配点

評価項目	配点
1 安定的な店舗経営の確保 ・経営状況 ・健全な収支計画 ・実績、経験、ノウハウ ・経営の組織体制	20点 【1～5の5段階評価×4倍】
2 店舗内容 ・店舗内容 ・食事の提供方法、精算方法 ・客席のレイアウト ・食中毒防止対策、従業員への衛生教育	10点 【1～5の5段階評価×2倍】
3 サービス内容 ・メニューの内容 ・地産地消への取組 ・利用者からの苦情・要望への対応 ・業務改善への取組	40点 【1～5の5段階評価×8倍】
4 行政財産貸付料    計	30点 【30点×提案額／最高提案額】 （小数点第1位を四捨五入） * 予定価格（205,920円）未満の場合、当該得点は0点となりますのでご了承ください。  100点

\* 評価項目1～3について各委員が評価をおこない、その合計点を平均した得点（小数点第1位を四捨五入）に、評価項目4の点を加えて100点満点とする。

### 別表3 評価の方法

各評価基準について、各上段は別表2の評価項目1についての評価基準とし、下段は別表2の評価項目2, 3についての評価基準とする。

評価基準	評価
・安定的な店舗経営が非常に期待できる ・非常に魅力的な内容であり、利用してみたい	5
・安定的な店舗経営が十分期待できる ・魅力的な内容であり、利用してみたい	4
・安定的な店舗経営が期待できる ・利用してみたい	3
・安定的な店舗経営があまり期待できない ・利用してもよい	2
・安定的な店舗経営がほとんど期待できない ・利用したいと思わない	1